

別表

1. 施行体制	I. 施行体制一般	<ul style="list-style-type: none"> ・一部下請申請に違反するような事項がある。 ・提出された配置予定技術者を正当な理由なしに配置しない。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	II. 配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人が現場の常駐など職務の執行に関して不適切である。 ・主任(監理)技術者が施工又は管理に関して技術的判断に劣っている。 ・主任(監理)技術者が監督員からの指示に従わず現場の進捗に支障をきたす。 ・必要な主任(監理)技術者の専任に関し不適切である。 ・指示事項は、再三の指示により履行し、協議・報告も遅れ、内容も不十分である。 ・その他指導が必要と認められる場合。
2. 施行状況	I. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の提出が遅い。 ・施工計画書の記載内容に不備がある。 ・施工計画書の模倣性が強く自主性に欠けている。 ・施工計画書が関連工事に対する配慮に欠けている。 ・再三の指示により書類の提出があり、記載内容は自主性に欠け、不備が多い。 ・写真の撮影技術が劣っている。 ・必要写真が不足している。 ・写真の整理が悪い。 ・写真の提出が遅い。 ・監督員等と段階確認、立会等を行わない。 ・現場が雑然としていて、整理整頓・清掃・労働環境等が悪い。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	II. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理がずさんなため、各工種と全体との整合性がほとんどない。 ・請負者の原因で工期延長等の恐れがある。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	III. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切である。 ・安全対策の不備により重大な災害等を受ける恐れがある。 ・安全教育・安全施設の整備点検がほとんど行われない。 ・安全パトロール体制が整っていない。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	IV. 対外関係	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ・関係法令に違反する恐れがある。 ・その他指導が必要と認められる場合。
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<ul style="list-style-type: none"> ・施工誤差が多い。 ・出来形管理基準及び規格値を満足しない。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	II. 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・品質のバラツキが大である。 ・その他指導が必要と認められる場合。
	III. 出来ばえ	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上がりが悪く、清掃もほとんどされていない。 ・その他指導が必要と認められる場合。